

裏面白紙

3

健康保険法等の一部を改定する法律案

厚保、健保

小沢

山県

幸内

(59)4/41~9

内54

後 (59)5.469

課長

補佐

佐

事務官

法 制 局

第二十四回国会

健康保険法等の一部を改正する法律案
逐条解説

才五十九条、四	四八
才六十条、五	四九
才六十二条	五〇
才六十五条	五一
才六十七条、二	五二
才七十条、三	五三
旧才八十七条	五五
才八十七条	五六
才八十八条	五七
才八十八条、二	五八
才八十八条、三	五九
才九十条	六〇
才九十一条	六一
〔基金法の一部改正〕	
才十四条	六三
才、二	六五
才、三	六六
才、四	六六
才、五	六六
才、六	六六

才十四条、七	六六
才二十三条、二	六六
〔附則〕	
才一条	六七
才二条	六八
才三条	六九
才四条	七〇
才五条	七一
才六条	七二
才七条	七三
才八条	七四
才九条	七五
才十条	七六
才十一条	七七
才十二条	七八
才十三条	七九
才十四条	八〇
才十五条	八一
才十六条	八二
〔日雇労働者健康保険法の一部改正〕	
才十五条	八三
才十六条	八五

健康保険法の一部改正

(二五)

「オ四十三条」 (オ三項) この規定は従来のオ四十三条ノ二オ一項に相当するものであるが従来の給付は保険医、保険薬剤師又は保険者の指定する者から受けられることになつていたものを引挙して明確に規定したものである。

(オ一号) 従来の保険医、保険薬剤師に代る保険医療機関及び保険薬局を規定したものである。

(オ二号) 従来の「保険者の指定する者」は今回これを三つに分け従来の公認であるために保険医にできなかったため「指定する者」としていた病院、診療所又は単に診療報酬の割引を行うために「指定する者」としていた病院、診療所は今回はオ一号の病院、診療所にできることとなり、また健康組合直営の病院診療所はオ三号に分けて規定することとなつたので、後に残つた事業主医師、又は社会保険病院等を指定するために本号の規定を設けたものである。

「特定ノ保険者、営業スル被保険者ノ為」と規定した意味は或組合の被保険者に限定して診療を行うというような病院、診療所のみを指定することができる意味である。従つて一般に公開している病院、診療所等をこの規定により指定することはできない。

(オ三号) 組合の直営診療所、病院等はこれをさらに指定するのは無意味であり、また、一部負担金や家族療養費の計算については、種々不合理を生ずるので号を分けて別に規定することとしたものである。

15

「オ四十三条ノ二」 本条から以下オ四十三条ノ十五までの各条は、保険医療機関及び保険薬局について規定したものである。本条においては保険医療機関の医師歯科医師、保険薬局の薬剤師はそれぞれ登録を受けた者でなければ保険診療又は保険調剤を行うことができないことを明らかにし、機関の指定と個人の登録との関係を規定したものである。

(二七)

(二六)

「オ四十三条ノ三」 (オ一項) 保険医療機関及び保険薬局の指定について規定したものである。即ち指定は医療法の規定する病院、診療所又は兼業法に規定した薬局について指定するものとし、その申請は国政省が行う旨を定めている。本項に規定する命令においては指定の手続を規定することとなる。

(オ二項) 都道府県知事が、前項の申請を拒むときは地方社会保険医業協議会の議に依る必要があることを明確にしたものである。なほ、指定をする際はオ四十三条ノ十四オ二項の規定によつて同じく協議会の諮問を要することとなつてゐる。

(オ三項) 指定の期間は二年とし、二年を全過すれば再び指定とし直さなければならないこととしたものである。

16

「オ四十三条ノ四」 (オ一項) 本条は保険医療機関及び保険薬局の責務を明らかにしたものである。保険医療機関及び保険薬局はその病院、診療所又は薬局に勤務する保険医又は保険薬剤師をして、オ四十三条ノ六オ一項の規定による命令へ療養担当規程中診療方針書、医師、歯科医師、又は薬剤師が個人として守るべき責務を規定したものゝに従つて、診療、調剤を行わせる責任を持つと共に、自かりも本項の規定による命令へ療養担当規程中、診療取扱手続書、機関として守るべき責務を規定したものゝに従つて療養の給付を担当しなければならない旨の規定である。

(オ二項) 保険医療機関は単に健康保険の療養の給付を行うだけでなく、日雇労働者健康保険、船員保険、国家公務員共済組合（私立学校職員共済組合、公企業体の共済組合及び防衛庁職員給手法による給付を含む）及び市町村共済組合の療養の給付をも共に担当することを明らかにしたものである。従来は、船員保険については別に同法に基づいて船員保険の保険医が設けられていたが、今回はこれをも合わせてすべて保険医療機関及び保険薬局が行ふこととした。

(二七)

(二〇)

「オ四十三条ノ五」 (オ一頁) 保険医及び保険薬剤師の登録に関する規程である。従前は保険医及び保険薬剤師は指定を受けることになっていたが、これが登録に改められた。登録は、次項の場合を除くほかは、申請をすれば誰でも登録されることとなるが、登録を受けただけでは保険診療を行うことはできないことが従前と相違する。

(オ二頁) 登録は原則として申請さえあればすべて登録が行われるが一度登録を取消された場合は、その後二年間は都道府県知事は登録を拒むことができる旨の規定である。情状により二年以内に再び登録を行うことは妨げない。

(オ三頁) 登録の手続についての命令の根拠規定である。

17

「オ四十三条ノ六」 (オ一頁) 本条は保険医及び保険薬剤師の責務を規定したものである。保険医及び保険薬剤師は登録を受けただけでは何等の責務も負わないが保険医兼救急員又は保険薬剤師において診療又は調剤に從事する場合には本条の規定が適用されることになる。

本項の規定による命令は現行の療養費負担規定中診療の範囲、診療方針等医師、歯科医師又は薬剤師の個人の責務に属する部分を規定することになる。

(オ二頁) 保険医、保険薬剤師は単に健康保険の診療調剤に当るのみでなく、日産労働者健康保険、船員保険、共済組合等の診療調剤をも行うことを明らかにしたものである。

(二一)

理 由

健康保険事業の健全な発展とその合理化を図るため、健康保険事業の執行に要する経費についての国庫の補助を明らかにし、標準報酬の等級区分、一部負担制、保険医療組織等を改めるとともに、社会保険診療報酬支払基金の審査機構を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新 旧 条 文 対 照

健康保険法新旧条文対照表

新 条 文 文 字 (傍線は改正部分)

第一条 健康保険ニ於テハ保険者ガ被保険者ノ業務
外ノ事由ニ因ル疾病、負傷若ハ死亡又ハ分娩ニ関
シ保険給付ヲ為シ併セテ其ノ被扶養者ノ疾病、負傷、
死亡又ハ分娩ニ関シ保険給付ヲ為スモノトス
前項ノ被扶養者ノ範圍ハ左ニ掲グルセノトス
一 被保険者ノ直系尊属、配偶者(届出ヲ為サザ
ルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含
ム以下之ニ同ジ)及子ニシテ主トシテ其ノ被保
険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
二 被保険者ノ二親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険
者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生
計ヲ維持スルモノ
三 被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ項

旧 条 文 文 字 (傍線は抹消部分)

第一条 健康保険ニ於テハ保険者ガ被保険者ノ業務
外ノ事由ニ因ル疾病、負傷若ハ死亡又ハ分娩ニ関
シ保険給付ヲ為シ併セテ被保険者ニ依リ生計ヲ維
持スル者(以下被扶養者ト称ス)ノ疾病、負傷、死
亡又ハ分娩ニ関シ保険給付ヲ為スモノトス
前項ノ被扶養者ノ範圍ハ被保険者ノ直系尊属、配
偶者(届出ヲ為サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ
事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ)及子ニシテ専
ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ並ニ其ノ被保
険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ
維持スル者トス

在ラズ

前項ニ規定スル期限ヲ経過シタル後ノ申請ト雖モ
 保険者ニ於テ正当ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ
 受理スルコトヲ得

第三十八条 健康保険組合ノ役員ニ欠陥若ハ故障ア
 ルトキ又ハ組合ノ役員保険給付其ノ他其ノ執行ス
 ベキ職務ヲ執行セザルトキハ厚生大臣ハ当該職員
 又其ノ他ノ者ヲ指定シテ其ノ職務ヲ執行セシムル
 コトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ職務執行ニ要スル費用ハ健
 康保険組合ノ負担トス

第四十二条ノ二 被保険者ノ資格、標準報酬若ハ保
 険給付ニ関スル処分又ハ保険料其ノ他本法ノ規定
 ニ依ル徴収金ノ賦課若ハ第十一条ノ二ノ規定ニ依
 ル処分ノ取消又ハ変更ヲ求ムル訴ニ関シテハ健康

二十一条第一項ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除クタル
 者ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ規定スル期限ヲ経過シタル後ノ申請ト雖モ
 保険者ニ於テ正当ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ
 受理スルコトヲ得

第三十八条 健康保険組合ノ役員ニ欠陥若ハ故障ア
 ルトキ又ハ組合ノ役員保険給付其ノ他其ノ執行ス
 ベキ職務ヲ執行セザルトキハ厚生大臣ハ官吏、議員
 又ハ其ノ他ノ者ヲ指定シテ其ノ職務ヲ執行セシム
 ルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ職務執行ニ要スル費用ハ健
 康保険組合ノ負担トス

第四十二条ノ二 標準報酬若ハ保険給付ニ関スル処
 分又ハ保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴収金ノ賦
 課若ハ第十一条ノ二ノ規定ニ依ル処分ノ取消又ハ
 変更ヲ求ムル訴ニ関シテハ健康保険組合ヘ之ヲ行

健康保険組合ハ之ヲ行政庁ト看做ス

第四十三条 被保険者ノ疾病又ハ負傷ニ関シテハ左

ニ掲グル療養ノ給付ヲ為ス

- 一 診察
- 二 薬剤又ハ治療材料ノ支給
- 三 処置、手術其ノ他ノ治療
- 四 病院又ハ診療所ヘノ収容
- 五 看護
- 六 移送

前項第四号乃至第六号ノ給付ハ保険者ガ必要アリ
 ト認ムル場合ニ於テ為スモノニ限ル但シ命令ヲ以
 テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項第一号乃至第四号ノ給付ヲ受ケントスル者
 ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グルモノノ中自己

行政庁ト看做ス

第四十三条 被保険者ノ疾病又ハ負傷ニ関シテハ左

ニ掲グル療養ノ給付ヲ為ス

- 一 診察
- 二 薬剤又ハ治療材料ノ支給
- 三 処置、手術其ノ他ノ治療
- 四 病院又ハ診療所ヘノ収容
- 五 看護
- 六 移送

前項第四号乃至第六号ノ給付ハ保険者ガ必要アリ
 ト認ムル場合ニ於テ為スモノニ限ル但シ命令ヲ以
 テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

一 都道府県知事ノ指定ヲ受ケタル病院若ハ診療
所又ハ薬局（以下保険医療機関又ハ保険薬局ト
称ス）

二 特定ノ保険者ノ管掌スル被保険者ノ為メ診療
又ハ調剤ヲ行フ病院若ハ診療所又ハ薬局ニシテ
当該保険者ノ指定シタルモノ

三 健康保険組合タル保険者ノ開設スル病院若ハ
診療所又ハ薬局

第四十三条ノ二 保険医療機関ニ於テ健康保険ノ診
療ニ従事スル医師若ハ歯科医師又ハ保険薬局ニ於
テ健康保険ノ調剤ニ従事スル薬剤師ハ都道府県知

第四十三条ノ二 前条第一項第一号乃至第四号ノ給
付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保険
医及保険薬剤師並ニ保険者ノ指定スル者ノ中自己

事ノ登録ヲ受ケタル医師若ハ歯科医師又ハ薬剤師
（以下保険医又ハ保険薬剤師ト称ス）タルコトヲ
要ス

第四十三条ノ三 保険医療機関又ハ保険薬局ノ指定
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ病院若ハ診療所又ハ薬局
ニシテ其ノ開設者ノ申請アリタルモノノ就キ都道
府県知事之ヲ行フ
都道府県知事保険医療機関又ハ保険薬局ノ指定ノ

ノ選定シタル者ニ就キ之ヲ受クルモノトス
前項ノ規定ニ依リ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受ク
ル際第四十三条ノ六第二項ニ規定スル厚生大臣ノ定
ムル所ニ依リ算定セラレル初診料ノ額ニ相当スル額
ヲ一部負担金トシテ支払フベシ但シ健康保険組合ハ
其ノ規約ヲ以テ指定スル者ニ就キ給付ヲ受クル者ニ
就テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ限度トシテ別段ノ
定ヲ為スコトヲ得

第四十三条ノ三 保険医又ハ保険薬剤師ハ命令ノ定ム
ル所ニ依リ医師、歯科医師又ハ薬剤師ニ就キ都道府
県知事之ヲ指定ス
都道府県知事前項ノ指定ヲ為サントスルトキハ当該
医師、歯科医師又ハ薬剤師ノ同意ヲ得ルコトヲ

申請アリタル場合ニ於テ其ノ指定ヲ拒ムニハ地方

社会保険医療協議会ノ議ニ依ルコトヲ要ス

第一項ノ指定ハ指定ノ日より起算シ二年ヲ経過シ

タルトキハ其ノ效力ヲ失フ

要ス

五六

第一項ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタル保険医又ハ保

険薬剤師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ健康保険

ノ診療又ハ薬剤ノ支給ニ関シ都道府県知事

ノ指導ヲ受クベシ

保険医又ハ保険薬剤師ハ保険医又ハ保険薬剤師タル

コトヲ辞スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保険医又ハ保険薬剤師ヲ辞セシ

トスル者ハ其ノ辞セントスル日前一月以上ノ予告

期間ヲ設クベシ

第四十二条ノ四 保険医療機関又ハ保険薬局ハ当該

保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ当

該保険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ヲシ

テ第四十二条ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令ノ定ム

ル所ニ依リ診療又ハ調剤ニ当ラシムルノ外命令ノ

定ムル所ニ依リ療養ノ給付ヲ担当スベシ

保険医療機関又ハ保険薬局ハ前項ノ規定ニ依ルノ

外日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二

百七号）、給付保険法、国家公務員共済組合法（

昭和二十三年法律第六十九号、他ノ法律ニ於テ準

用シ又ハ例ニ依ル組合ヲ含ム）又ハ市町村職員共

済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）（以下

本法以外ノ社会保険各法ト称ス）ニ依ル療養ノ給

付ヲ担当スルモノトス

第四十二条ノ五 保険医又ハ保険薬剤師ノ登録ハ当

該医師若ハ歯科医師又ハ薬剤師ノ申請ニ基キ都道

第四十二条ノ四 保険医及保険薬剤師ハ厚生大臣ノ

定ムル所ニ依リ登録丁字ニ被保険者及被扶養者ノ

療養ヲ担当スベシ

厚生大臣前項ノ定ヲ急サントスルトキハ中央社会

保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

保険医及保険薬剤師ニシテ第一項ノ規定ニ依ル療

養ヲ担当スルノ責務ヲ怠リタルトキハ都道府県知

事之ガ指定ヲ取消スコトヲ得

第四十二条ノ五 保険医及保険薬剤師ノ指定ハ指定

ノ取消及保険診療ノ指導ニ関スル大綱ヲ定メント

五七

府県知事之ヲ行フ

前項ノ申請アリタル場合ニ於テ当該医師若ハ歯科
医師又ハ薬剤師ガ本法ノ規定ニ依リ保険医又ハ保
険薬剤師ノ登録ヲ取消サレ二年ヲ経過セザルモノ
ナルトキハ都道府県知事同項ノ登録ヲ拒ムコトヲ
得

前二項ニ規定スルモノノ外保険医及保険薬剤師ノ
登録ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條ノ六 保険医療機関ニ於テ診療ニ従事ス
ル保険医又ハ保険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険
薬剤師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ健康保険ノ診療又
ハ調剤ニ当ルベシ
保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ保
険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ハ前項ノ
規定ニ依ルノ外本法以外ノ社会保険法ニ依リ仕
会保険ノ診療又ハ調剤ニ当ルモノトス

第四十三條ノ七 保険医療機関及保険薬局ハ療養ノ
給付ニ関シ、保険医及保険薬剤師ハ健康保険ノ診
療又ハ調剤ニ関シ厚生大臣又ハ都道府県知事ノ指導ヲ受クベシ

第四十三條ノ八 第四十二條第三項ノ規定ニ依リ保
険医療機関ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受
クル際左ノ各号ノ区分ニ依リ当該各号ニ規定スル
額ヲ一部負担金トシテ当該医師医療機関ニ支払フ
ベシ

一 初診（命令ヲ以テ定ムル初診ヲ除ク）ヲ受ク
ル際

五十円以下ニ於テ厚生大臣ノ定ムル額

二 第四十二條第一項第一号乃至第二号ノ給付
（前号ノ初診及其ノ初診ノ日ニ当該保険医療機
関ニ就キ受クル給付並ニ保険医療機関ニ収容セ
ラルル間ニ当該保険医療機関ニ就キ受クル給付
ヲ除ク）ヲ受クル際

保険医療機関毎ニ一日付十円但シ其ノ日ニ

於テ処方箋ノ交付、薬剤ノ支給若ハ注射又

ハ輸注其ノ他歯科診療ニ於ケル厚生大臣ノ

スルトキハ厚生大臣ハ中央社会保険医療協議会ニ、
都道府県知事ハ地方社会保険医療協議会ニ諮問ス
ルモノトス

第四十三條ノ六 保険医若ハ保険薬剤師又ハ之ヲ便
用スル者ガ療養ノ給付ニ関シ保険者ニ請求スベキ
費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ヨリ一部負担金ニ相
当スル額ヲ控除シタル額トス
前項ノ療養ニ要スル費用ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ
依リ保険者之ヲ算定ス
厚生大臣前項ノ規定ニ依リ定ムル額ヲサンクトスルトキ
ハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

10月 10日 5700 2日 4619 3日

10月 10日 3019 10月 10日 3019 10月 10日 3019